

小作争議調査表

No. 102

(月報番號第一〇二號)

(昭和十年六月分)

財團協調會福岡出張所

場 所	三嶺郡大溝村大字大申	發 生	昭和十年六月十日
	終 熄	昭和十年六月二十日	
關 係 人 員	地主 大坂方島太郎 小作人 石川福太郎	關 係 地 種 類 面 積	田 四畝十坪
地 主 關 係 團 體	ナシ	小 作 人 關 係 團 體	ナシ
原 因	地主が本年五月及八月の割と買取りをせられたる小作人が従来の小作人並川村の慣習に依りて小作料を多く徴せられたるに對し六月十日地主は本年度より他の小作人へ小作料を減らすことと申し渡したるに對し地主はこれを認めずて小作料を従前の如く徴せられたるに對し小作人はこれを不服とし、地主に對し交渉を要せしむるに因る。		
事 要 項 求	小作料減額を要求		
經 過	地主兩方取回折衝を要し、結果九以條件に解決す。		

備 考	結 果
	<p>契 約 証</p> <p>右当事者間にて小作料に關したる契約を締結す。</p> <p>小作田表示 三嶺郡大溝村大字大溝村大字大申一六番地、由三及三畝</p> <p>一 地主は小作人に対し前記小作田を左記期間中、小作料を申し渡すこと</p> <p>一期間 昭和十年夏作より十一年夏作取入に亘り、</p> <p>二期間 昭和十一年夏作より十二年夏作取入に亘り、</p> <p>三期間 昭和十二年夏作より十三年夏作取入に亘り、</p> <p>四 小作料は従前の通り、夏作と付き、秋作の收穫を以て四俵とすこと</p> <p>五 小作人は前各項の要約を詳細の上、二所小作田の、中半を小作料とすこと</p> <p>六 一期間満了に至りしは、何れも、里代を申し立て、直ちに地主は計一區四畝十坪を、其のうちの何れも、小作人の、自業とすること</p> <p>右の通り双方合意の上、小作契約を第一札西件。</p> <p>当事者(地主、小作人)住所 控印。</p>